

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
建物賃貸借(柴山港出張所庁舎)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 橋本 良介 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所 京都府舞鶴市下福井910番地	R8.4.1	個人	—	会計法第29条の3第4項 本物件は、柴山港出張所の事務室として使用するため賃貸借するものである。 業務を行うにあたって、船舶の接岸場所が近くに確保でき、工事場所に比較的近く、最低限の事務室・書庫面積が確保できる物件を探したところ、当該物件のみであったことから、会計法第29条の3第4項の規定により、当該物件の所有者と随意契約を締結するものである。	2,016,660	2,016,660	100.00%	—	
舞鶴港和田地区道路(上安久線)埋蔵文化財調査	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 橋本 良介 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所 京都府舞鶴市下福井910番地	R8.4.8	公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 京都府向日市寺戸町南垣内40番の3	6130005012369	本業務は、臨港道路上安久線事業予定地において文化財保護法第99条に基づく埋蔵文化財の発掘調査(整理等作業)を実施するものである。 調査実施に先だって、文化財保護法第94条及び第184条に基づき、京都府教育委員会教育長に発掘調査(整理等作業)の依頼をしたところ、公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センターに発掘調査(整理等作業)の実施を依頼するよう通知を受けた。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センターと随意契約を行うものである。	28,837,600	28,837,600	100.00%	—	